

静岡県告示第105号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	賀茂郡南伊豆町湊字志戸18番の1から 賀茂郡南伊豆町湊字和田谷32番の6まで	令和4年2月14日

=====

静岡県告示第106号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年2月14日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月14日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
301号	湖西市横山字火打場9番の7から 湖西市横山字大久保319番の9まで	令和4年2月14日